

質問第九三号

「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」
提出に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年四月六日

ながえ 孝子

参議院議長 山東昭子 殿

「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」提出に関する

質問主意書

二〇二〇年三月三十日に、特定非営利活動法人の「全国女性シェルターネット」から内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、厚生労働大臣あてに「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」（以下「本要望書」という。）が提出されている。

一 内閣総理大臣又はあて先となっている両大臣は、本要望書が提出されたことを把握しているか。

二 本要望書で述べられている状況、あるいは現場の問題は、DV被害にあっている方々の命に関わる問題であり、すぐさまに対応することが極めて重要と考える。内閣府、厚生労働省では、DV被害が報告されている地域・現場からの要請にどう応えているのか、対応策をお聞かせいただきたい。

右質問する。